

## 亀岡市監査公表第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、令和6年度財政援助団体等監査の結果に基づき講じた措置について、亀岡市長から通知があったので、次のとおり公表する。

令和7年11月14日

亀岡市監査委員 関 本 孝 一  
亀岡市監査委員 浅 田 晴 彦

### 令和6年度財政援助団体等監査結果に対する措置状況

指 摘 事 項	講 じ た 措 置
<p>健康福祉部 (地域福祉課)</p> <p>(ア) 補助金及び指定管理料に係る出納その他の事務について、次のような事例が見受けられた。</p> <p>a 職員の時間外勤務手当及び休日勤務手当の時間単価の計算に誤りがあった。 福祉事業団給与規程に基づき、適正な事務処理を行うよう改善指示されたい。</p> <p>b 再雇用職員の勤務時間並びに給料及び時間外勤務手当の時間単価の計算に誤りがあった。 福祉事業団再雇用規程に基づき、適正な事務処理を行うよう指導するとともに、関係書類についても十分精査されたい。また、再雇用職員の勤務実態に即して福祉事業団再雇用規程及び関連する諸規程等の見直しについて検討するよう改善指示されたい。</p>	<p>福祉事業団給与規程に基づき、亀岡市の算出方法に基づき時間単価を算出し、慎重な確認及び適正な事務処理を行うよう徹底することとした。</p> <p>福祉事業団再雇用規程を一部改正（令和7年4月1日施行）し、適正な事務処理を行うよう徹底することとした。</p>

指摘事項	講じた措置
<p>c 亀岡市福祉事業団から提出された目的外使用許可申請について、許可の手続きが取られていなかった。</p> <p>亀岡市総合福祉センターの管理運営に関する基本協定書には、受注者は、利用者の利便性向上のため、自動販売機を設置するなど、亀岡市総合福祉センター条例で定めている業務以外に使用する場合は、あらかじめ発注者の許可を得なければならないと定められている。</p> <p>規定に基づき適正な事務が行われるよう改善されたい。</p>	<p>目的外使用許可等、管理運営に必要な手続きを適正に行い、亀岡市総合福祉センター条例及び亀岡市総合福祉センターの管理運営に関する基本協定書等に基づく適正な事業執行を徹底することとした。</p>
<p>(高齢福祉課)</p> <p>(ア) 補助金に係る出納、その他の事務について、次のような事例が見受けられた。</p> <p>a 嘱託職員の報酬及び諸手当を支給するにあたり、規程の定めが不十分であったため、適正な支給と判断できないものがあった。</p> <p>嘱託職員の報酬及び諸手当の支給は、シルバー人材センター嘱託職員及び事務補助員の採用等に関する規程に定められている。また、この規程の中で報酬及び諸手当それぞれの額は、シルバー人材センター職員給与規程に準ずると定められている。</p> <p>両方の規程に不備が認められたので、規程を見直し適正な支給が行われるよう改善指示されたい。</p>	<p>亀岡市シルバー人材センターに現規程を見直すよう改善指示を行い、これを受けて亀岡市シルバー人材センターが「嘱託職員及び事務補助員の採用等に関する規程」の一部改正（令和7年4月1日施行）及び「嘱託職員による事務局長の給与等に関する規程」（令和7年4月1日施行）の制定を行い、両規程により嘱託職員の報酬及び諸手当の適正な支給が行われるよう改善を行った。</p>

指摘事項	講じた措置
<p>c 補助金実績報告書について、補助対象の人物費及び運営費の記載はあるが、適正に執行されているか確認できなかつた。</p> <p>補助金実績報告書において、補助金がどのような経費に使用されたかを確認した上で、補助金の確定処理を行うよう改善されたい。</p>	<p>領収書等により補助金がどの経費に使用されたかについて確認を行った上で、補助金の確定処理を行うことを徹底した。</p>